

別表

市及び保護者が負担すべき子育て短期支援事業にかかる経費

区分		市負担額	保護者負担額	
宿泊型短期入所生活援助事業 (宿泊型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	10,700円/日	0円/日
	ひとり親家庭・非課税世帯	2歳以上児	5,500円/日	0円/日
		2歳未満児	9,600円/日	1,100円/日
	市民税非課税世帯	2歳以上児	4,500円/日	1,000円/日
		ひとり親家庭・課税世帯	2歳未満児	5,350円/日
	その他世帯 (市民税課税世帯)		2歳以上児	2,750円/日
日帰り型短期入所生活援助事業 (日帰り型ショートステイ)		生活保護世帯	2歳未満児	10,700円/日
	ひとり親家庭・非課税世帯	2歳以上児	5,500円/日	0円/日
		2歳未満児	9,600円/日	1,100円/日
	市民税非課税世帯	2歳以上児	4,500円/日	1,000円/日
		ひとり親家庭・課税世帯	2歳未満児	5,350円/日
	その他世帯 (市民税課税世帯)		2歳以上児	2,750円/日

(注)表中の保護者負担額及び市負担額は、児童1人あたりの金額である。

(注)ひとり親家庭とは、児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療証(母子・父子家庭世帯の場合)所持者が対象。

(備考)

1. 表中「市民税非課税世帯」については、「父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。」ものとする。また、4月から6月までの間に事業の利用がある場合においては、「前年度分市民税非課税世帯」とする。
2. 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規程する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯については、市町村民税非

課税世帯に該当する場合、生活保護世帯の区分の金額とする。